

情報公開基準

対象文書名	契約締結前	契約締結後	
		契約者に 係るもの	非契約者に 係るもの
提案事業者名	×	○	○
参加表明書	×	△	△
企画提案書	×	△	×
参考見積書	×	△	×
採点表（評価結果）	×	△	△
企画提案基本仕様書、募集要領	○		
評価基準・配点	○		
選定委員名簿	×	○	

凡例 ○：開示 △：部分開示 ×：非開示

（注１）「△：部分開示」とは、条例第７条に規定する不開示情報を除く開示をいう。

（注２）契約締結前は、条例第７条第５号の市の内部における審議、検討又は協議に

関する情報に該当するため、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が

不当に損なわれるおそれがあるものは不開示とする。

（注３）辞退者に係る情報は含まない。